

第3期宮城県障害福祉計画

宮城県保健福祉部

平成24年3月

目 次

第1章	基本的事項	1
1	障害福祉計画策定の根拠及び趣旨	
2	障害福祉計画の位置づけ	
3	障害福祉計画の期間及び見直しの時期	
4	基本理念	
5	策定の目的	
6	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例	
7	障害者自立支援法の全体像	
8	障害のある人の現状	
第2章	区域の設定	10
第3章	平成26年度の数値目標等	11
第4章	各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画 相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策	16
第5章	各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数	29
第6章	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事 する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サ ービスの質の向上のために講ずる措置	30
第7章	地域生活支援事業の実施に関する事項	32
第8章	障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	36
第9章	各障害保健福祉圏域の計画	
	仙南地域障害保健福祉圏域	37
	仙台地域障害保健福祉圏域	41
	大崎地域障害保健福祉圏域	45
	栗原地域障害保健福祉圏域	49
	登米地域障害保健福祉圏域	53
	石巻地域障害保健福祉圏域	57
	気仙沼地域障害保健福祉圏域	61

第1章 基本的事項

1 障害福祉計画策定の根拠及び趣旨

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成17年法律第123号として障害者自立支援法が公布され、平成18年4月に施行されました。

障害福祉計画は障害者自立支援法第89条の規定に基づき、国の基本的な指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

2 障害福祉計画の位置づけ

本県では、障害者基本法に基づいて、平成23年3月に新たな「みやぎ障害者プラン」（計画期間：平成23年度～平成29年度）を策定しました。今回策定する第3期宮城県障害福祉計画は、みやぎ障害者プランの障害福祉サービスの確保等に関する実施計画となるものです。

3 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

今回策定した第3期障害福祉計画は、平成24年度から平成26年度までを計画期間とします。ただし、国において障害者自立支援法に代わる新たな法律の施行を目指しており、本計画期間中に内容を見直す可能性があります。

4 基本理念

（1）障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

（2）市町村を実施主体とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化等

実施主体を市町村に統一し、従来、身体障害・知的障害・精神障害に分かれていた障害種別ごとの制度を一元化することにより、サービスの充実と地域間で格差のあるサービス水準の是正を図ります。

（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源の最大限の活用を図ります。

5 策定の目的

本計画では、地域生活移行等の数値目標の達成とみやぎ障害者プランを推進するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量の設定並びに障害福祉サービス等の確保のための方策を策定し、障害福祉サービス等の提供が計画的に図られるようにすることを目的としています。

6 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例

障害福祉計画では、各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」という。）を設定することとされており、本県では、市町村障害福祉計画で設定するサービス見込量を集計したものを基本として、本県の障害福祉計画を作成しています。

平成23年3月11日に発生した大地震及び本県の沿岸全域を襲った大津波は、県内の全域に甚大な被害を及ぼしました。

このため、国の基本指針では、「東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。」とされました。

直ちに第3期障害福祉計画の策定を行うことが困難な県内の9市町（※）においては、当該弾力的な取扱いに基づき、第2期障害福祉計画の内容を変更せず、第3期障害福祉計画と置き換え、暫定的な第3期障害福祉計画とし、策定可能となった時点でこの暫定的な第3期障害福祉計画を変更する方法や第2期障害福祉計画を平成24年4月1日から平成27年3月30日までの間で市町村が定める日まで延長し、平成27年3月31日までの第3期障害福祉計画期間内に、第3期障害福祉計画を策定する方法により策定することとしています。

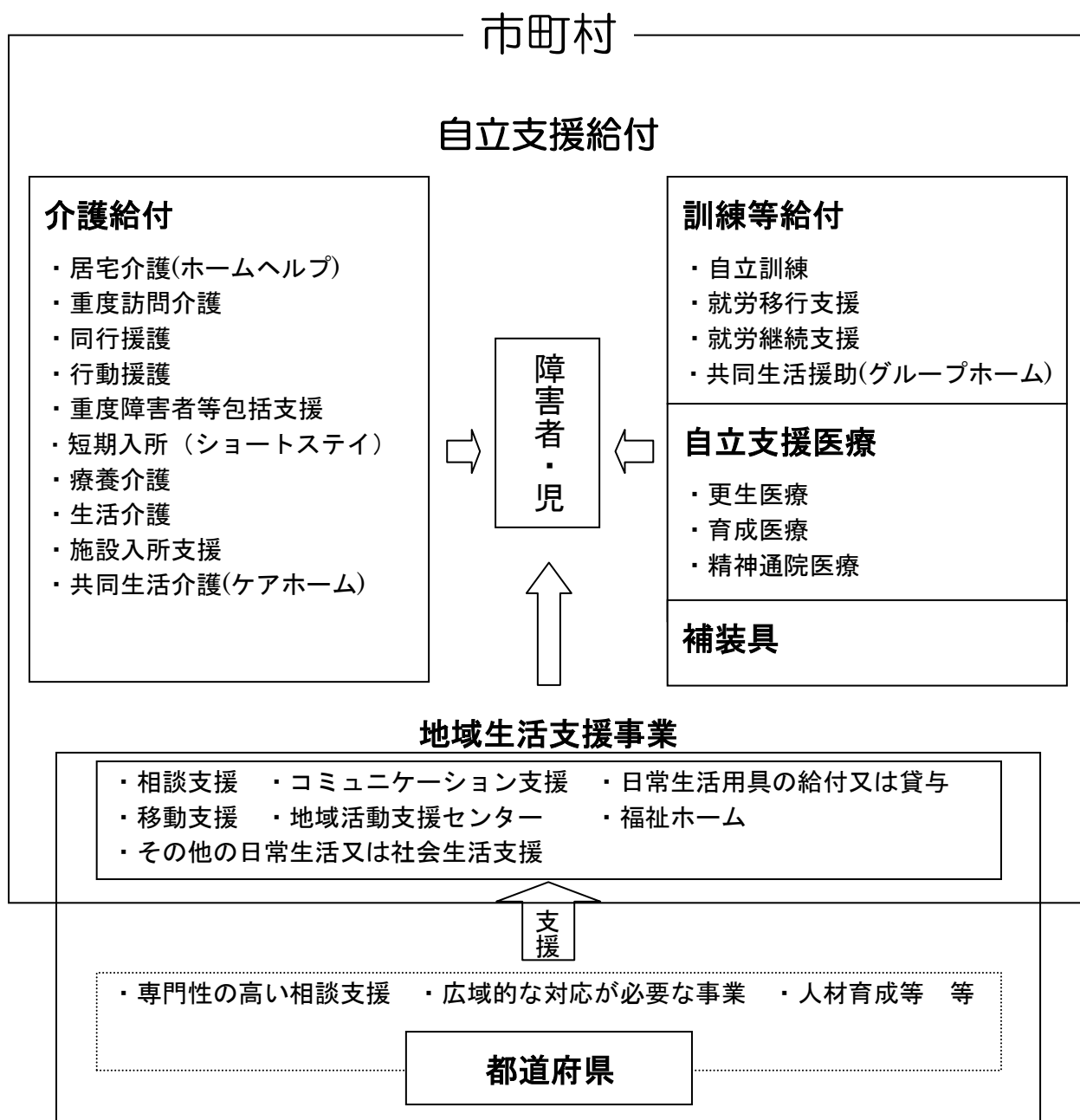
このため、本県の第3期障害福祉計画における当該9市町のサービス見込量は、第2期障害福祉計画の平成22年度の実績値や平成23年度のサービス見込量を基に見込むことにより設定し、策定しています。

※ 石巻市、気仙沼市、東松島市、柴田町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町

7 障害者自立支援法の全体像

(1) 障害者自立支援法の全体像

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居宅等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」の自立支援給付と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付は、「介護給付」と「訓練等給付」に分けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。



(2) 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

サービスの名称等	内容	
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	地域生活支援事業
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。	
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	

(3) 相談支援の体系

	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等に、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援（地域移行支援）	施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域相談支援（地域定着支援）	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談・緊急訪問・緊急対応等を行います。

8 障害のある人の現状

手帳の交付状況

(1) 身体障害のある人（身体障害者手帳所持者数）

〔障害種別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
視覚障害	5,601	5,593	5,608	5,657	5,730	5,623	5,626	5,523
聴覚障害・平衡機能障害	5,963	5,984	5,984	6,047	6,150	6,114	6,196	6,123
音声言語機能障害	958	968	997	1,009	1,026	1,020	1,033	1,014
肢体不自由	39,091	39,688	40,466	41,395	42,242	42,368	42,953	43,250
心臓・呼吸器機能障害	12,830	13,437	14,312	14,818	15,330	15,584	15,980	15,976
じん臓機能障害	3,944	4,101	4,331	4,561	4,801	4,951	5,099	5,105
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	2,137	2,334	2,525	2,773	2,948	3,073	3,292	3,301
免疫機能障害	25	30	42	56	66	76	84	93
計	70,549	72,135	74,265	76,316	78,293	78,809	80,263	80,385

〔等級別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
1級	21,183	21,809	22,770	23,750	24,630	24,952	25,378	25,592
2級	13,160	13,255	13,417	13,675	13,893	13,774	13,703	13,628
3級	12,732	13,096	13,463	13,514	13,698	13,692	14,006	13,882
4級	13,302	13,769	14,369	15,045	15,642	16,076	16,763	16,921
5級	5,498	5,531	5,606	5,664	5,762	5,712	5,807	5,833
6級	4,674	4,675	4,640	4,668	4,668	4,603	4,606	4,529
計	70,549	72,135	74,265	76,316	78,293	78,809	80,263	80,385

〔圏域別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
仙南圏域	6,664	6,299	6,501	6,588	6,858	7,014	7,092	7,054
仙台圏域	36,979	38,377	40,198	41,719	43,129	43,575	44,696	45,300
大崎圏域	8,012	8,188	8,370	8,462	8,554	8,618	8,751	8,724
栗原圏域	3,776	3,879	4,059	4,106	4,150	3,938	4,001	3,991
登米圏域	4,238	4,341	4,065	4,145	4,063	3,975	3,845	3,786
石巻圏域	7,308	7,459	7,571	7,712	7,938	8,071	8,249	8,000
気仙沼圏域	3,572	3,592	3,501	3,584	3,601	3,618	3,629	3,530
計	70,549	72,135	74,265	76,316	78,293	78,809	80,263	80,385

(2) 知的障害のある人（療育手帳所持者数）

〔種別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
療育A(児童)	1,234	1,298	1,312	1,337	1,378	1,416	1,408	1,418
療育A(者)	4,437	4,570	5,082	5,238	5,337	5,416	5,523	5,648
療育B(児童)	1,667	1,847	2,050	2,181	2,346	2,532	2,710	2,795
療育B(者)	3,902	4,180	4,789	4,980	5,221	5,478	5,741	6,027
計	11,240	11,895	13,233	13,736	14,282	14,842	15,382	15,888

〔圏域別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
仙南圏域	1,111	1,172	1,422	1,448	1,494	1,534	1,597	1,638
仙台圏域	6,236	6,682	7,230	7,570	7,936	8,314	8,670	9,022
大崎圏域	1,068	1,127	1,408	1,456	1,496	1,547	1,596	1,630
栗原圏域	490	512	585	598	613	628	636	651
登米圏域	565	586	645	654	677	701	714	732
石巻圏域	1,236	1,260	1,341	1,385	1,416	1,460	1,486	1,518
気仙沼圏域	534	556	602	625	650	658	683	697
計	11,240	11,895	13,233	13,736	14,282	14,842	15,382	15,888

(3) 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

〔種別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
1級	2,299	2,300	2,036	2,161	2,268	2,424	2,522	2,551
2級	2,972	3,620	4,000	4,252	4,709	5,195	5,452	5,850
3級	1,277	1,442	1,605	1,835	2,003	2,045	2,249	2,413
計	6,548	7,362	7,641	8,248	8,980	9,664	10,223	10,814

〔圏域別〕

（各年度末，単位：人）

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
仙南圏域	560	607	586	610	625	638	691	720
仙台圏域	4,129	4,641	5,003	5,535	6,192	6,746	7,168	7,616
大崎圏域	564	607	604	630	655	682	704	747
栗原圏域	277	312	292	293	298	329	355	361
登米圏域	270	290	271	286	307	317	306	333
石巻圏域	433	554	573	598	602	639	682	700
気仙沼圏域	315	351	312	296	301	313	317	337
計	6,548	7,362	7,641	8,248	8,980	9,664	10,223	10,814

<参考> 自立支援医療（精神通院医療）の認定状況

（各年度末，単位：人）

	—	—	—	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
認定件数	—	—	—	21,490	20,445	21,456	23,015	24,463

(4) 圏域別の手帳所持者数

[圏域別・3 障害計]

(各年度末, 単位: 人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
仙南圏域	8,335	8,078	8,509	8,646	8,977	9,186	9,380	9,412
仙台圏域	47,344	49,700	52,431	54,824	57,257	58,635	60,534	61,938
大崎圏域	9,644	9,922	10,382	10,548	10,705	10,847	11,051	11,101
栗原圏域	4,543	4,703	4,936	4,997	5,061	4,895	4,992	5,003
登米圏域	5,073	5,217	4,981	5,085	5,047	4,993	4,865	4,851
石巻圏域	8,977	9,273	9,485	9,695	9,956	10,170	10,417	10,218
気仙沼圏域	4,421	4,499	4,415	4,505	4,552	4,589	4,629	4,564
計	88,337	91,392	95,139	98,300	101,555	103,315	105,868	107,087

第2章 区域の設定

本計画の数値目標等の設定に当たっては、みやぎ障害者プランで設定している障害保健福祉圏域を数値目標等設定の基本とし、次に掲げる7つの区域を設定しています。

1 仙南地域障害保健福祉圏域

白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町

2 仙台地域障害保健福祉圏域

仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，亶理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村

3 大崎地域障害保健福祉圏域

大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町

4 栗原地域障害保健福祉圏域

栗原市

5 登米地域障害保健福祉圏域

登米市

6 石巻地域障害保健福祉圏域

石巻市，東松島市，女川町

7 気仙沼地域障害保健福祉圏域

気仙沼市，南三陸町

第3章 平成26年度の数値目標等

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援を推進するため、平成26年度を目標年度として、次に掲げる事項について、第1期計画及び第2期計画の実績及び地域の実情を踏まえて、数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者（※1）の地域生活への移行（※2）目標を設定します。

国の基本指針においては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とするとされています。

第1期計画及び第2期計画では、平成23年度までに施設入所者の約15%にあたる324人を地域生活へ移行させることを目標として取り組み、4か年でその目標を達成しています。

<基準値>

項目	数値	説明
施設入所者数	2,225人	平成17年10月1日時点の施設入所者数

<数値目標>

項目	数値	説明
地域生活移行者数	668人 (3割)	平成18年度～平成26年度末の地域生活移行者数
施設入所者の削減数	361人 (1.6割)	平成26年度末の施設入所者の削減見込み数

※1 施設入所者

- ① 平成17年10月1日時点の施設入所者とは、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び施設入所支援を行う施設に入所している障害者をいいます。
- ② 平成26年度末の入所者とは、施設入所支援のサービスを利用している障害者をいいます。

※2 地域生活への移行

入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を共同生活介護、共同生活援助、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移行することをいいます（家庭復帰を含む）。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院，地域移行を促進し，社会的入院の解消を進めていくため，入院中の精神障害者の退院に関する目標値として，1年未満入院者の平均退院率の目標値及び高齢長期退院者数（退院者のうち，65歳以上であって，5年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定します。

国の基本指針においては，1年未満入院者の平均退院率については，平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日調査時点から7%相当分増加させることを指標とし，また，高齢長期退院者数については，平成26年度における高齢長期退院者数を直近の数から20%増加させることを指標とするとされています。

<数値目標>

項目	数値	説明
1年未満入院者の平均退院率	73.8%	平成20年6月30日の調査時点(69.0%)から7%相当分増加させた平成26年度における1年未満入院者の平均退院率
5年以上かつ65歳以上の退院者数	136人	平成22年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数(114人。死亡を除く。)から20%増加させた平成26年度における退院者数

3 福祉施設利用者の一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針では、就労支援において、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、県は都道府県労働局と連携して以下の数値目標を設定することとされています。

このため、数値目標については、引き続き、国の基本指針で示された考え方にに基づき、以下の通り設定します。

<基準値>

項目	数値	説明
年間一般就労移行者数 (第1期計画策定時点)	27人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

<数値目標>

項目	数値	説明
年間一般就労移行者数 (平成26年度)	144人 (5倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援事業の利用者数	2割以上	平成26年度末における福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業を利用する者の割合
就労継続支援(A型)事業の利用者数	3割	平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	144件	平成26年度において、公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労する件数
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業(※1)の受講者数	44人 (3割)	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の受講者数
障害者試行雇用事業(トライアル雇用)(※2)の開始者数	72人 (5割)	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
職場適応援助者(ジョブコーチ)(※3)による支援の対象者数	72人 (5割)	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援の利用者数
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	144人	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターの支援対象者数

※1 福祉施設

① 平成17年度時点の福祉施設とは、次の施設です。

(身体障害者施設) 更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
 (知的障害者施設) 更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
 (精神障害者施設) 生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

② 平成26年度の福祉施設とは、次のサービスを提供する事業所をいいます。

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

※2 多様な委託訓練

企業等に障害者の訓練を委託し、現場を活用した実践的な職業能力の開発等を目的に実施する就労訓練

※3 障害者試行雇用事業（トライアル雇用）

障害者雇用の経験のない事業主に対して、障害者雇用に取り組むきっかけを作るとともに、障害者本人が、紹介された事業所に継続して就労できるかどうか確認するために、3か月間の試用雇用を行う事業

※4 職場適応援助者（ジョブコーチ）

障害者が円滑に職場に適応することができるよう、職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場に出向いて直接的・専門的支援（指導・助言等）を行うほか、障害者自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障害者雇用に必要な助言や提案を行い、事業所全体の障害者雇用に対する体制の整備を支援することで、障害者の職場定着を図る事業

【各項目の概要について】

（1）年間一般就労移行者数

国の基本指針においては、目標値の設定に当たって、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされておりますが、平成22年度の移行実績が125人であり、4倍以上を達成しているため、第1期計画及び第2期計画と同様に、引き続き5倍の144人を目標とします。

（2）就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針においては、目標値の設定に当たって、平成26年度末における福祉施設（※）の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指すとされています。

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）のサービスを提供する事業所をいいます。

（3）就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

国の基本指針においては、目標値の設定に当たって、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指すとされています。

（4）一般就労移行への支援

国の基本指針に即して、「公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者」、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者」、「障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者」、「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者」についての目標を設定することとします。

（5）平成26年度における障害者就業・生活支援センターの支援対象者

国の基本指針においては、目標値の設定に当たって、すべての障害保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）を設置し、また、福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、就労移行支援事業者と連携したセンターによる支援を受けることができるようにすることを目指すとされています。

平成23年度までに、7つの障害保健福祉圏域すべてにセンターが設置されたことから、セン

ターの支援を受けた一般就労者を増やすよう努めていくこととします。

4 就労継続支援B型事業所等における工賃の引き上げに向けた取組

就労継続支援B型事業所等で働く障害者が、地域で自立した生活を送るとともに生活の質の向上を図るため、工賃水準を引き上げることが大切です。

そのため、県では平成20年3月に「宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画」を策定し、製品の販路拡大や新商品の開発、職員への研修などの支援を行ってきました。

この結果、平均工賃月額は上昇してきていますが、目標額には届いていないこともあり、これまでの取組とその成果や課題を検証し、今後も引き続き工賃向上に向けた取組を進めていきます。

【「宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画」（平成20年3月策定時）の概要】

- 計画期間 平成19年度から平成23年度まで（5年間）
- 対象事業所 就労継続支援B型事業所・旧法授産施設（身体・知的・精神）
- 目標工賃 平成23年度における県目標平均工賃 月額27,000円
- 主な取組
 - ・企業の経営手法の導入の促進
 - ・官公庁及び企業からの発注の促進
 - ・協働受注等の推進やPR活動等の展開による支援
- 工賃の現況
施設種別ごと一人当たり平均月額工賃実績

（単位：円）

施設の種別		平成18年度 (下期)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
授産施設	身体	15,105	16,205	15,819	16,337	10,715
	知的	14,080	13,804	14,313	15,750	12,585
	精神	8,960	9,160	8,960	7,569	9,032
就労継続支援(B型)事業所		9,822	15,763	14,464	14,114	15,939
本県平均		13,061	14,165	14,101	14,464	14,596
全国平均		12,222	12,600	12,587	12,695	13,079

第4章 各年度における指定障害福祉サービス，指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策

各年度における指定障害福祉サービス，指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」という。）を設定するためには，障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握が必要です。

市町村においては，地域の実情に応じ，利用者ニーズの把握のためのニーズ調査の実施など，地域の利用実態等の把握に努め，市町村障害福祉計画においてサービス見込量を設定することとしています。

県では，市町村障害福祉計画で設定するサービス見込量を基本として，障害保健福祉圏域ごとにサービス見込量を設定し，障害保健福祉圏域の合計値を県全体のサービス見込量として設定しました。なお，直ちに第3期障害福祉計画の策定を行うことが困難な9市町（※）のサービス見込量は，第2期障害福祉計画の平成22年度の実績値や平成23年度のサービス見込量を基に見込むことにより調整の上，設定しています（P2参照）。

※ 石巻市，気仙沼市，東松島市，柴田町，山元町，松島町，七ヶ浜町，女川町，南三陸町の数値は推計値を使用しています。

I 総括表

(1月当たりの見込量)

訪問系サービス		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用量	時間分	65,967	71,123	76,451
	実利用者数	人分	2,744	2,976	3,221

日中活動系サービス		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	利用量	人日分	67,745	73,690	79,854
	実利用者数	人分	3,285	3,597	3,930
自立訓練(機能訓練)	利用量	人日分	785	945	1,106
	実利用者数	人分	82	95	107
自立訓練(生活訓練)	利用量	人日分	2,918	3,820	4,639
	実利用者数	人分	183	238	289
就労移行支援	利用量	人日分	12,837	14,895	17,105
	実利用者数	人分	787	925	1,083
就労継続支援(A型)	利用量	人日分	8,519	9,796	11,194
	実利用者数	人分	430	511	604
就労継続支援(B型)	利用量	人日分	53,959	59,042	63,919
	実利用者数	人分	2,884	3,141	3,381
療養介護	実利用者数	人分	205	211	215
短期入所	利用量	人日分	5,693	6,001	6,358
	実利用者数	人分	654	717	786

居住系サービス		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助・共同生活介護	実利用者数	人分	1,729	1,874	2,024
施設入所支援	実利用者数	人分	1,893	1,875	1,864

相談支援		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	実利用者数	人分	869	1,491	2,229
地域相談支援(地域移行支援)	実利用者数	人分	90	128	156
地域相談支援(地域定着支援)	実利用者数	人分	52	84	101

(注) 第3期障害福祉計画から新たに見込むこととなった計画相談支援と地域相談支援については、石巻市、気仙沼市、東松島市、柴田町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町の分は集計に加えていません。

Ⅱ サービスごとの状況

1 訪問系サービス

居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援についてのサービス見込量を，以下のとおり設定します。

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用量	時間分	41,151	48,546	51,055	57,714	59,784	61,597	65,967	71,123	76,451
実利用者数	人分	1,615	1,876	1,914	2,068	2,202	2,142	2,744	2,976	3,221

※ 平成23年度は9月実績（以下同じ。）

【現状等】

訪問系サービスは，障害者が地域で暮らしていく上で，大切なサービスです。これまでの実績をみると，サービス利用者の拡大が進んでいることにより，利用量は増えていくものと見込まれます。

平成26年度までの計画期間内においては，年約8%の割合で増加するものと見込んでいます。

2 日中活動系サービス

① 生活介護

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用量	人日分	2,796	8,095	10,576	18,604	24,573	34,583	67,745	73,690	79,854
実利用者数	人分	246	564	677	1,063	1,491	1,899	3,285	3,597	3,930

【現状等】

生活介護は，常に介護を必要とする人に，昼間，入浴，排せつ，食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。1人1月当たりの利用日数は平成18年度で1人1月当たり約11日でしたが，平成23年度(平成23年9月実績)には約18日まで増えています。

今後は，利用者数の増加に加え，1人1月当たりの利用量も約20日に増えるものと見込んでいます。

② 自立訓練（機能訓練）

【各年度の実績及び見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用量	人日分	814	976	1,047	529	418	488	785	945	1,106
実利用者数	人分	162	192	188	78	60	59	82	95	107

【現状等】

自立訓練（機能訓練）は、身体障害者を対象とし、生活面での自立を目的に訓練を行うもので、効果的・効率的に訓練を行うため、標準利用期間が1年6月間に定められています。

平成23年度（平成23年9月実績）では、1人1月当たりの利用量は、平成18年度の約5日から約8日に増加しています。

今後は、利用者数は増加し、1人1月当たりの利用量も約10日まで増加するものと見込んでいます。

③ 自立訓練（生活訓練）

【各年度の実績及び見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用量	人日分	214	1,900	2,233	2,155	1,772	2,560	2,918	3,820	4,639
実利用者数	人分	13	134	157	131	119	154	183	238	289

【現状等】

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者と精神障害者を対象とし、生活面での自立を目的に訓練を行うもので、効果的・効率的に訓練を行うため、標準利用期間が2年間（長期入院又は入所していた者は3年間）に定められています。

これまでの実績をみると、1人1月当たりの利用量は、約15日前後で推移しています。

今後は、利用者数は増加するものの、1人1月当たりの利用量は、ほぼ前期並みの約16日で推移するものと見込んでいます。

④ 就労移行支援

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用量	人日分	308	1,694	5,090	7,282	8,950	10,030	12,837	14,895	17,105
実利用者数	人分	24	112	310	422	599	618	787	925	1,083

【現状等】

就労移行支援は、一般企業等への就労を希望する障害者を対象に、就労に必要な知識及び能力向上を目的に訓練を行うもので、標準利用期間が2年間に定められています。

平成23年度の利用者数(平成23年9月実績)は618人に達しており、1人1月当たりの利用量は、約16日となっています。

今後は、一般就労への移行者など訓練期間の満了者があるものの、全体としては、利用者数は増加するものと見込んでいます。

⑤ 就労継続支援(A型)

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用量	人日分	206	1,329	3,360	3,523	5,390	7,284	8,519	9,796	11,194
実利用者数	人分	12	65	172	168	293	367	430	511	604

【現状等】

就労継続支援(A型)は、一般企業等への就労が困難な障害者を対象に、雇用契約の締結に基づく就労機会の提供等により、必要な知識及び能力向上を目的に訓練を行うものです。

平成23年度の利用者数(平成23年9月実績)は367人に達しており、1人1月当たりの利用量は、約19日となっています。

今後は、利用者は毎年80人程度増えるものと見込んでいます。

⑥ 就労継続支援(B型)

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用量	人日分	2,612	9,625	15,110	23,117	32,126	40,158	53,959	59,042	63,919
実利用者数	人分	175	561	846	1,244	1,969	2,351	2,884	3,141	3,381

【現状等】

就労継続支援(B型)は、一般企業等への就労が困難でかつ雇用契約の締結が困難な障害者に対し、就労機会や生産活動の機会の提供等により、必要な知識及び能力向上を目的に訓練を行うものです。

平成23年度の利用者数(平成23年9月実績)は2,351人に達しており、1人1月当たりの利用量は、約17日となっています。

今後は、自立訓練や就労移行支援を終えた者など新規利用者も見込まれることから、平成26年度の利用者数は、平成23年度(平成23年9月実績)の利用者の約1.4倍になり、1人1月当たりの利用量は約18日になるものと見込んでいます。

⑦ 療養介護

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	人分	59	61	64	66	66	70	205	211	215

【現状等】

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うものです。

今後は、利用者数は増加し、200人程度で推移するものと見込んでいます。

⑧ 短期入所

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用量	人日分	3,000	3,255	3,368	3,604	3,147	4,313	5,693	6,001	6,358
実利用者数	人分	416	458	472	506	462	590	654	717	786

【現状等】

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。

平成23年度(平成23年9月実績)には590人の利用者があり、1人1月当たりの利用量は、約7日となっています。

今後については、平成24年度に約650人の利用者数を見込み、その後も毎年65人程度増えるものと見込んでいます。

3 居住系サービス

① 共同生活援助及び共同生活介護

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	人分	1,056	1,193	1,300	1,430	1,514	1,585	1,729	1,874	2,024

【現状等】

共同生活援助及び共同生活介護は、いずれも夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うものが共同生活援助（グループホーム）、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものが共同生活介護（ケアホーム）です。

平成22年度までに住居数が337戸整備され、利用者数も増加しており、平成23年度（平成23年9月実績）の利用者数は1,585人です。

今後も引き続き、福祉施設入所者の地域生活への移行や、精神科病院に入院中の精神障害者の地域生活への移行などによる利用者ニーズもあることなどから、利用者は、毎年150人程度増えるものと見込んでいます。

② 施設入所支援

【各年度の実績及び見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	人分	11	80	89	286	332	544	1,893	1,875	1,864

【現状等】

施設入所支援は、施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うものです。

平成26年度の利用者数は、約1,800人になるものと見込んでいます。

4 相談支援

(注) 第3期障害福祉計画から新たに見込むこととなった計画相談支援と地域相談支援については、石巻市、気仙沼市、東松島市、柴田町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町の方は集計に加えていません。

① 計画相談支援

【各年度の見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	人分	869	1,491	2,229

【現状等】

計画相談支援は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者、障害福祉サービスを利用する全ての障害児を対象とし、支給決定又は支給決定の変更前におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下、「計画」という。）案の作成、支給決定又は変更後におけるサービス事業者等との連絡調整や計画の作成を行い、支給決定後には、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）等を行うものです。

平成26年度の利用者数は、約2,200人になるものと見込んでいます。

② 地域相談支援（地域移行支援）

【各年度の見込量】

(1月当たりの見込量)

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	人分	90	128	156

【現状等】

地域移行支援は、障害者支援施設又は児童福祉施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者を対象とし、初期段階（地域移行支援計画の作成、対象者への地域生活移行に向けた訪問相談等）、中期段階（地域生活の社会資源等の見学や障害福祉サービス事業所の体験等への同行支援、自宅やグループホーム等への体験宿泊、関係機関との調整）、終期段階（住居の確保等の支援、生活物品の購入や行政手続き等への同行支援等）と地域生活への移行に向けた段階的な支援を行うものです。

平成26年度の利用者数は、約150人になるものと見込んでいます。

③ 地域相談支援（地域定着支援）

【各年度の見込量】

（1月当たりの見込量）

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実利用者数	人分	52	84	101

【現状等】

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した障害者、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等を対象とし、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談・緊急訪問・緊急対応等を行うものです。

平成26年度の利用者数は、約100人になるものと見込んでいます。

Ⅲ 指定障害福祉サービス，指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

1 基本的事項

(1) 圏域単位でのサービス提供体制の確保

利用者見込みの少ない地域においては，指定障害福祉サービス，指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努め，より身近な場所でサービスを受けられるよう，自立支援協議会とも連携しながら，地域での必要なサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 事業者の参入の促進等

利用者のニーズが見込まれるサービスについては，各障害福祉サービス事業者に利用者ニーズの情報提供などを行い，定員の拡充や事業への新規参入を促します。また，グループホーム・ケアホームなど施設整備については，立ち上げ時に施設整備等に対する支援を行うことにより，新規開設を促します。

(3) 必要な人材の養成・確保等

サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず，サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め，指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保するよう努めます。

2 圏域単位の基盤整備計画の策定と推進

国の基本指針においては、必要となる指定障害福祉サービスに係る基盤整備を着実にを行うために、圏域単位を標準として、平成26年度において障害者等の支援に新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。）を見込むとともに、市町村と都道府県との協働により、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成することが必要であるとされています。

このため、圏域単位の整備計画を策定するに当たっては、市町村において、平成26年度までに必要と見込む指定障害福祉サービスの種類と量から、年次ごとに新たに必要と見込む指定障害福祉サービスを実施する事業所数を設定し、これを基礎として圏域単位の整備計画を策定しました。

※ 石巻市、気仙沼市、東松島市、柴田町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町の数値は推計値を使用しています。

（圏域単位の整備計画に係る事業所数）

（単位：事業所数、共同生活援助・介護は住居数）

サービスの種類	平成23年度 （見込）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
生活介護	117	84	14	15	230
仙南	14	24	3	3	44
仙台	65	43	8	8	124
大崎	10	7	1	1	19
栗原	9	2	0	1	12
登米	8	0	0	0	8
石巻	6	4	1	1	12
気仙沼	5	4	1	1	11
自立訓練（機能訓練）	12	7	6	5	30
仙南	0	4	3	2	9
仙台	9	2	3	3	17
大崎	0	0	0	0	0
栗原	1	0	0	0	1
登米	0	0	0	0	0
石巻	1	1	0	0	2
気仙沼	1	0	0	0	1

(単位:事業所数,共同生活援助・介護は住居数)

サービスの種類	平成 23 年度 (見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
自立訓練(生活訓練)	38	9	9	5	61
仙南	4	4	2	2	12
仙台	21	2	4	2	29
大崎	4	0	0	0	4
栗原	2	1	0	0	3
登米	3	0	1	0	4
石巻	3	1	1	1	6
気仙沼	1	1	1	0	3
就労移行支援	59	14	11	11	95
仙南	6	5	3	5	19
仙台	36	7	4	4	51
大崎	5	1	0	0	6
栗原	3	0	1	0	4
登米	4	0	2	2	8
石巻	3	1	0	0	4
気仙沼	2	0	1	0	3
就労継続支援(A型)	14	15	12	15	56
仙南	0	7	4	3	14
仙台	13	6	7	9	35
大崎	0	1	0	1	2
栗原	0	1	0	1	2
登米	1	0	1	1	3
石巻	0	0	0	0	0
気仙沼	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	127	45	14	11	197
仙南	13	7	4	4	28
仙台	80	32	7	5	124
大崎	9	3	1	1	14
栗原	5	0	1	0	6
登米	7	0	0	0	7
石巻	6	0	0	0	6
気仙沼	7	3	1	1	12

(単位:事業所数,共同生活援助・介護は住居数)

サービスの種類	平成 23 年度 (見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
短期入所	100	40	19	15	174
仙南	9	4	4	4	21
仙台	47	29	12	9	97
大崎	12	1	0	1	14
栗原	5	1	0	1	7
登米	9	1	0	0	10
石巻	12	2	2	0	16
気仙沼	6	2	1	0	9
共同生活援助 共同生活介護	417	43	40	40	540
仙南	58	5	4	3	70
仙台	251	23	23	24	321
大崎	21	3	2	3	29
栗原	11	8	8	8	35
登米	35	1	1	2	39
石巻	27	1	1	0	29
気仙沼	14	2	1	0	17
施設入所支援	39	79	0	0	118
仙南	5	29	0	0	34
仙台	21	38	0	0	59
大崎	2	12	0	0	14
栗原	2	0	0	0	2
登米	4	0	0	0	4
石巻	2	0	0	0	2
気仙沼	3	0	0	0	3

第5章 各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数

各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数については、平成23年度末に新体系移行が完了したことや第4章で見込んだ今後の施設入所支援に係る利用見込数等を勘案し、以下のとおり設定します。

(1月当たりの見込量)

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
2,014	人分	2,014	人分	2,014	人分

第6章 指定障害福祉サービス，指定地域相談支援及び指定計画相談支援 に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス，指定地域相談支援，指定計画相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり，県は指定障害福祉サービス等に係る人材の養成，提供されるサービスに対する第三者による評価，障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進します。

（１）サービス提供に係る人材の養成

人材の養成については，サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず，サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め，指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要です。

このため，県では，指定障害福祉サービス等に係る人材を確保し，資質向上のための研修を計画的に実施します。

① 相談支援従事者研修の実施

障害者が，地域で自立した生活を送るために欠かせない，地域での相談支援体制を確保するため，相談支援事業に従事する専門員の養成及び資質の向上を図る必要があります。そのため，「初任者研修」の実施により相談支援に従事する専門員の養成と確保に努めながら，「現任研修（※）」等の実施により相談支援従事者のさらなる資質の向上を図ります。

※ 研修修了後５年ごとに受講が義務付けられている研修

② 居宅介護従事者等養成研修の実施

障害者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため，サービス提供に係る十分な担い手の確保を図る必要があることから，指定事業者による次の研修の実施を推進します。

- ・居宅介護従業者養成研修
- ・重度訪問介護従業者養成研修
- ・同行援護従業者養成研修
- ・全身性障害者移動介護従業者養成研修
- ・行動援護従業者養成研修

③ サービス管理責任者研修の実施

障害福祉サービスを提供するに当たり配置が求められるサービス管理責任者について，その提供体制とサービスの質を確保するため，サービス管理責任者研修を実施します。

④ 障害程度区分認定調査員研修及び市町村審査会委員研修の実施

障害程度区分の判定等が円滑に行われるよう，障害程度区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修を実施します。

⑤ 介護職員等によるたんの吸引等の研修の実施

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の施行を踏まえ、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を実施します。

(2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

指定障害福祉サービス等の事業者等社会福祉事業の経営者は、常にサービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な障害福祉サービスを提供するよう努めることが必要です。

県では、平成18年3月に宮城県福祉サービス第三者評価推進機構を設置し、障害児・者施設の評価基準を策定しました。

その後、評価に対する制度の充実を図るため、推進機構を解散し、平成21年4月に宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例を新たに制定し、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会を設置しています。

障害福祉サービスの評価機関として2機関を認証しており、評価実績を高めていくとともに、良質かつ適切な障害福祉サービスが提供されるよう、第三者評価制度の普及啓発に努めます。

(3) 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)の施行(平成24年10月1日施行)も踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとしてされています。

県では、これまで、知的障害者の身体拘束ゼロガイドラインとして、現場で困った時の「支援ポイント・手引き」となる「支援者のための人権侵害のない支援への道しるべ(～知的障害児者支援に関わるすべての人に～)」を策定し、宮城県全体の支援者の資質向上を図ってきたほか、宮城県社会福祉協議会では、「身体拘束へと至らない質の高い生活支援へのガイドライン」を策定し、県有施設の身体拘束廃止宣言を行うなど障害者等に対する虐待を防止するための取組を進めてきました。

今後も引き続き、障害者等に対する虐待の防止、早期発見及び権利擁護の推進のため、障害者110番を設置、運用するほか、障害者虐待防止法に基づき、有識者等からなる関係団体等との連携協力体制を整備するとともに、障害者権利擁護センターを設置し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、虐待防止に向けた体制の整備に取り組んでいきます。

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者及び障害児（以下この章では「障害者」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としているものです。

1 専門性の高い相談支援事業

障害者の支援を行うためには、専門的な立場からの支援を行う必要がある事業、あるいは、国の施策と連携を図りながら支援を行う必要がある事業については、県が事業を行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。

(1) 発達障害者支援センター運営事業

平成18年11月から設置運営している宮城県発達障害者支援センターにおいて、自閉症等の特有な発達障害がある障害者に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した相談及び支援を総合的に行います。

また、地域のニーズに対応するため、市町村や各圏域の障害児等療育支援事業実施事業所等の関係機関との連携を図りながら、相談支援を実施していきます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所
実利用者数	1,000人	1,030人	1,030人

(2) 障害者就業・生活支援センター事業

身近な地域で、就労面及び生活面における支援を一体的かつ総合的に提供することにより、障害者の就労促進及び職場定着を図り、自立かつ安定した生活を支援します。

平成23年度までに7つの障害保健福祉圏域すべてに設置が完了した障害者就業・生活支援センターを中心に、宮城労働局及び宮城障害者職業センター等の関係機関と連携しながら、引き続き支援を行います。

センター1か所における利用見込者数は、センター設置2年目は150人、3年目以降は200人を目指します。

センターの支援による就労者数は、これまでの実績を踏まえ、県全体で毎年210人以上を目指します。

また、各センターの運営状況や課題等を踏まえた上で、職員の就労支援技術の向上を図るなど、センターの機能強化に努めていきます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	7か所	7か所	7か所
実利用者数	1,350人	1,400人	1,400人

(3) 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害者に対し、地域での相談支援、専門的な評価とリハビリテーションを実施するとともに、関係者の資質の向上や障害理解のための研修会を開催することで、地域における支援体制を構築することを目的として実施するものです。

身近な地域で医療の確保を図るため、地域に中核となる拠点病院を整備し、保健福祉事務所や市町村、障害福祉サービス事業所等が連携して、高次脳機能障害者を支援する体制整備に努めます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域拠点病院	2 か所	4 か所	5 か所

(4) 障害児等療育支援事業

障害児等及びその家族等が身近な地域で相談が受けられるように、各圏域の指定相談支援事業所に、障害児に係る療育相談・指導を担当する相談員を配置し、障害児等が安心して在宅生活を送れる環境を整備します。

現在の相談支援体制の確保を図るとともに、県障害者自立支援協議会の取組や発達障害者支援センターとの連携等を通じて相談支援事業所における対応力や解決力の向上を図り、相談支援の質の向上に努めます。

2 広域的な支援事業

地域における相談支援に関する質の向上を図り、県内全域において障害者への支援体制を確保するなど、市町村ごとに行うのではなく、広域的な対応を必要とする事業については、県が行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。

(1) 都道府県相談支援体制整備事業

市町村から相談支援事業の委託を受ける社会福祉法人等の多くは知的障害者に対する支援を専門としているという背景があり、特に精神障害者に対する相談支援の質の底上げを図る必要があります。このため、相談支援専門員等に対する精神保健等に係る研修やアドバイザーの派遣を行うことにより、全ての障害に対応できる相談支援体制を整備します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
アドバイザー 見込者数	1 法人 (15 人)	1 法人 (15 人)	1 法人 (15 人)

(2) 都道府県自立支援協議会

県、市町村地域自立支援協議会、学識経験者等を構成員として平成19年11月に設立した宮城県障害者自立支援協議会では、障害者の地域生活支援の中核的な役割を担う市町村自立支援協議会同士の情報交換、情報共有、広域的な調整等を行うほか、市町村地域自立支援協議会と連携・協働し、障害者のよりよい地域生活の実現に向けて、相談支援体制の充実や専門部会の設置等により広域的に共通する課題の解決策の検討等の取組を推進します。

3 上記のほか実施する県の任意事業

上記1, 2以外の事業で県が実施する事業は、次のとおりです。

(1) 人材育成

① 知的障害者ホームヘルパー養成研修事業

知的障害者の資格取得を支援し就労の促進を図るため、特別支援学校や就労移行支援事業所等と連携し、知的障害者を対象としたホームヘルパー養成研修を開催します。

② 手話通訳者等養成研修事業

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、市町村地域生活支援事業において必須事業であるコミュニケーション支援事業の着実な実施が必要です。そのためにも人材が必要であることから、手話表現技術及び基本技術を習得する研修を行います。

手話通訳者・要約筆記者養成研修

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	2か所	2か所	2か所
修了(見込)者数	20人	25人	25人

③ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

視覚と聴覚に重度の障害を持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者とのコミュニケーション手段及び外出時の介助方法を習得する研修を行います。

盲ろう者通訳・介助員養成研修

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	2か所	2か所	2か所
修了(見込)者数	19人	19人	19人

④ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成します。

(2) その他

⑤ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に、障害者がより充実した地域生活を送るための相談や助言を行うことができるよう相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を行います。

⑥ 生活訓練等事業（オストメイト社会適応訓練事業等）

オストメイト（人工肛門、人工膀胱を造設している人）、音声機能障害者、視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者を対象に日常生活に必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質の向上を図る生活訓練を実施します（訓練オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者の発声訓練、視覚障害者家庭社会生活訓練、中途失明者の緊急生活訓練、ろうあ者の社会生活訓練、難聴者・中途

失聴者のトータルコミュニケーション教室，盲ろう者の生活訓練）。

⑦ 情報支援等事業（手話通訳設置事業等）

日常生活上必要な情報の入手等が困難な障害のある人に対し，県庁や保健福祉事務所への手話通訳員の設置，字幕入り映像ライブラリーの提供，点字・声の広報等の発行，盲ろう者への通訳介助員の派遣など日常生活上必要な支援を行います。

⑧ 障害者 I T 総合推進事業（障害者 I T サポートセンター運営事業等）

情報技術を活用した障害者の社会参加や就労支援のニーズに対応し，一層の促進を図るため，障害者 I T サポートセンターを拠点として，障害者を対象とした I T 講習会の開催やパソコンボランティアの養成・派遣などの支援を行います。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	850 人	850 人	850 人
基礎研修	70 人	70 人	70 人
スキルアップ研修	25 人	25 人	25 人
ボランティア養成	10 人	10 人	10 人
ボランティア派遣	150 回	150 回	150 回

⑨ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するため，障害者スポーツ及び芸術活動の振興に取り組むほか，障害者社会参加推進センターの設置・運営等を行います。

また，「障害者 110 番」の設置による相談対応や，補助犬の育成・貸与事業等を実施し，障害者の地域生活における自立を支援します。

第 8 章 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

本計画の達成状況については、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の項目ごとに毎年度点検評価を行うこととし、障害者施策推進協議会に実施状況の報告を行い、その結果を公表することとします。